

運動・スポーツ中の安全確保対策に関する検討会  
報告書

令和8年1月

## 1 背景・趣旨

運動・スポーツ中の事故防止・安全確保について、スポーツ団体等によるハンドブックやガイドブック等の作成・周知などは行われているものの、現場において対策が徹底されているとはいえない状況にあり、運動・スポーツ中の事故は引き続き発生している状況にある。

国として、地方公共団体やスポーツ関係団体向けに登山や水泳の事故防止、熱中症防止等の通知を出して、個別に取組を求めているものの、運動・スポーツ中の事故防止の対策を包括的に求めるガイドライン等はこれまで作成していない。

このため、スポーツ関係団体、有識者、関係省庁等の協力を得て、運動・スポーツ中の安全確保に関する現状・課題を整理し、安全確保のために共通して取り組むべき事項を整理するための検討を行った。

## 2 参集者

江橋 千晴	公益財団法人日本スポーツ協会事務局次長兼スポーツ指導者育成部長
荻野 雅宏	足利赤十字病院脳神経外科部長
小田原一記	公益財団法人日本レクリエーション協会専務理事・事務局長
笠原 政志	国際武道大学教授／日本アスレティックトレーニング学会副代表理事
勝田 隆	東海大学体育学部特任教授／一般財団法人日本スポーツ政策推進機構理事
金岡 恒治	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
川原 貴	一般社団法人大学スポーツ協会副会長
柄澤 宏之	公益財団法人新潟県スポーツ協会専務理事
北村 光司	国立研究開発法人産業技術総合研究所人工知能研究センター主任研究員
栗山陽一郎	TMI 総合法律事務所パートナー弁護士
小菅 司	公益財団法人日本スポーツ施設協会専務理事
斎木 一明	独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付事業部長
下光 輝一	公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
祐末ひとみ	神戸親和大学教育学部講師
菅原 哲朗	キーストーン法律事務所弁護士
田口 祐則	一般社団法人日本トップリーグ連携機構理事／事務局長
長澤 高史	公益財団法人スポーツ安全協会事務局次長兼事業部長
中嶋 耕平	国立スポーツ科学センター副所長／スポーツ医学研究部門長
長島 公之	公益社団法人日本医師会常任理事
能瀬さやか	国立スポーツ科学センタースポーツ医学研究部門婦人科契約研究員
細川 由梨	早稲田大学スポーツ科学学術院准教授
本間 基照	MS&AD インターリスク総研(株)／関西大学社会安全学部非常勤講師
三上 真二	公益財団法人日本パラスポーツ協会参事
村上 佳司	桃山学院大学人間教育学部教授
山田 陽介	東北大学大学院医工学研究科スポーツ健康科学分野教授

(オブザーバー)

文部科学省 総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

こども家庭庁 成育局 安全対策課

消費者庁 消費者安全課

経済産業省 商務情報政策局 商務・サービスグループ参事官室

商務・サービスグループ流通政策課

商務・サービスグループ文化創造産業課  
商務・サービスグループサービス政策課

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課

### 3 開催状況

令和7年 6月 9日 第1回検討会  
7月28日 第2回検討会  
9月 8日 第3回検討会  
11月14日 第4回検討会  
12月 第5回検討会（最終回：書面開催）

### 4 検討結果

#### （1）ガイドライン（試行版）

安全確保のために共通して取り組むべき事項について、運動・スポーツを実施する者、指導者、大会・イベント等の主催者、運動・スポーツ活動の運営主体、施設の設置・運営者が、自らの安全対策を評価し、改善することができるよう、「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」（以下「ガイドライン（試行版）」という。）を別添のとおりとりまとめた。

ガイドライン（試行版）は、運動・スポーツの場で広く普及し、実践されることが望まれるが、実践によって得られた課題・成果や最新の科学的知見を踏まえて、今後も不断の見直しを行っていくことが適当である。

#### （2）ガイドライン（試行版）に基づく取組の推進

ガイドライン（試行版）の周知が図られ、運動・スポーツの現場で安全対策が推進され、安全水準が向上するよう、以下の取組を進めていく必要がある。

##### ア ガイドライン（試行版）の周知啓発

- ガイドライン（試行版）に基づく取組を確実なものにしていくため、広くその周知徹底を図っていくことが重要である。周知徹底を進めるに当たっては、以下の点に留意すべきである。
  - ① 特に一般の人に分かりやすく伝わるよう、より簡易な広報資料を作成する
  - ② 説明会や研修会等を通じて伝える
  - ③ 紙媒体で広報するだけでなく、Webサイト、SNS、eラーニングなど幅広い広報手段を活用する
- ガイドライン（試行版）の周知は、関係省庁・関係団体がそれぞれの役割に応じて、以下の対象を想定して進めていくことが重要である。
  - ・ スポーツ庁：広く国民一般、スポーツ関係団体、地方公共団体
  - ・ 文部科学省：小学校、中学校、高等学校、大学等の教職員・生徒・保護者
  - ・ その他の関係省庁：所管施設・所管業界等
  - ・ スポーツ統括団体：スポーツ業界、地域スポーツ団体、運動・スポーツ指導者、運動・スポーツ関連施設管理者、運動・スポーツ施設所有者等
  - ・ 中央競技団体・スポーツ業界団体：各競技団体・業界
  - ・ 日本トップリーグ連携機構、UNIVAS、高体連、中体連等：プロリーグ・学生スポーツ現場等
  - ・ 地域のスポーツ団体、スポーツ少年団等：スポーツ現場
  - ・ 地方公共団体：地域住民、地域の関係各方面

## **イ 関係者・関係団体による取組**

### **(スポーツ庁)**

- ガイドライン（試行版）に基づく取組の実施状況・課題の把握、必要な見直しの検討
- 運動・スポーツの安全に関する科学的知見を含む情報を広く共有・周知するための仕組みの構築
- ガイドライン（試行版）に基づく取組を広めていくための仕組み（ガイドラインに基づく取組に賛同し、安全対策に取り組む運動・スポーツ活動の運営者や運動・スポーツ関連施設等を登録・公表する仕組みなど）の検討
- 関係省庁、関係団体、関係学会等との連携の強化

### **(関係省庁)**

- 所管施設・業界等に対するガイドライン（試行版）の取組の推進

### **(スポーツ統括団体)**

- ガイドライン（試行版）を参考にした具体的な現場向けの手引き・ガイド等の作成・周知啓発
- 中央競技団体・スポーツ業界団体と連携したスポーツ安全の取組の推進

### **(中央競技団体・スポーツ業界団体)**

- ガイドライン（試行版）を参考にした競技別の手引き・ガイド等の作成及び各競技団体や業界への支援等
- 各競技団体・業界における取組の実施状況・課題の把握

### **(日本トップリーグ連携機構、UNIVAS、高体連、中体連等)**

- ガイドライン（試行版）を参考にしたプロリーグ・学生スポーツ活動等向けの手引き・ガイド等の作成及び支援等
- 各プロリーグ・学生スポーツ活動における取組の実施状況・課題の把握

### **(地域のスポーツ団体、スポーツ少年団等)**

- スポーツ統括団体等が作成する現場向けの手引き・ガイド等を参考にした現場への周知啓発及び取組推進・支援等
- 各現場における取組の実施状況・課題の把握

### **(地方公共団体)**

- 地域のスポーツ団体と連携したスポーツ安全の取組の推進
- 地方公共団体が実施する運動・スポーツ活動におけるガイドライン（試行版）に基づく取組の推進

### **(スポーツ安全に関する学会等の学術機関)**

- ガイドライン（試行版）の周知啓発に対する協力
- ガイドライン（試行版）に関する科学的見地からの検証、見直しの検討等に対する協力
- スポーツ安全に関する研究の推進、研究成果の社会への還元

## **(3) 科学的知見等の共有の仕組み**

ガイドライン（試行版）や各スポーツ関連団体による手引き等に基づく取組を各現場が進めるに当たり、参考となる科学的知見や最新の情報を一元的に入手できるようにすることが重要である。

このため、スポーツ庁において、スポーツ安全に関するポータルサイトなど、すべ

ての関係者が利用できるスポーツ安全関連情報のプラットフォームを構築し、運用することが望まれる。

#### (4) ガイドライン（試行版）の実施状況の評価や重大事故対応のための有識者会議について

ガイドライン（試行版）に基づく取組をはじめとして、運動・スポーツ中の外傷・障害の発生状況・傾向を把握・分析するとともに、既存の仕組みでは十分に把握できない運動・スポーツ中の事故に関する情報の収集・分析の在り方についての検討が必要である。

また、スポーツ安全に関する現場の取組状況や課題を把握し、必要な見直しや対策を検討する取組を継続することが重要である。

さらに、運動・スポーツに関する重大な事故等が発生した場合に、専門的な見地からその原因を調査し、再発防止対策を検討することも重要である。

このため、スポーツ庁において、こうした課題に対応するための有識者による会議体を創設することが望まれる。